

## 令和元年会社法改正一対応テキスト

【2021年向けINPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、令和元年の会社法改正に対応させるため、テキスト（INPUT編）の一部改訂を行いましたので、以下の記述に基づき当該テキストをご使用頂きますようお願い致します。

変更箇所は赤字で記載しています。

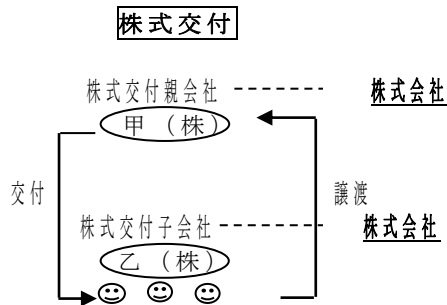
また、講義動画は、変更部分につき特に説明が必要と判断した部分につき、差替・追加の編集を行っておりますので、併せてご確認頂きたく存じます。動画の差替えを行ったページには、下記ページ冒頭に「動画差替・追加」と表記しています。

なお、令和元年会社法改正のうち、2021年4月1日時点で未施行の論点（令和3年度本試験の出題範囲とないと予想されるもの）は、今回除外していますので、あらかじめご了承ください。

### 3 株式交付制度－令和元年改正

#### (1) 意義

株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること（2条32号の2）。



#### 理由

※株式交換では、甲株式会社は、乙株式会社の株式すべてを取得することになるが、乙株式会社を完全子会社とすることまでは企図しない場合は、乙株式会社の株式を現物出資財産として募集株式発行の手続きを行うことになる。しかし、これには原則として検査役の調査が必要となり、手続に費用と時間を要する。また、引受人である乙株式会社の株主と甲株式会社の取締役等が不足額填補責任を負う可能性がある。そこで、株式交付親会社については株式交換と同様の規律を設け、募集株式発行の手続きによることなく、株式会社が株式を対価とする買収をより円滑に行うことができるようにした。一方、株式交付子会社の株式の譲渡に関する手続については、募集株式発行等における引受けの申込み、割当て及び現物出資財産の給付の手続に関する規律を参考として、当該譲渡の申込み、承諾及び債務の履行（給付）の手続に関する規律を設けた。

①株式交付親会社は、株式会社に限られる。

cf. 株式交換における完全親会社は、株式会社or合同会社

a 株式会社が、既に議決権の過半数を有している他の株式会社の株式を買い増す場合には利用できない。

e x. 総株主の議決権の60%から70%まで買い増す

b 他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る）とする場合に限られる（子会社としない場合には利用できない）。

「法務省令で定めるもの」：株式交付親会社の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えている場合の子会社（施規3Ⅲ①の場合に限る）

e x. 総株主の議決権の10%から15%まで買い増す場合には利用できない。

※株式交付制度は、親子会社関係を円滑に創設するための制度であるから、これに該当しない場面で、検査役の調査や不足額填補責任の規律を適用しないことは妥当でない。

② 株式交付子会社は、株式会社に限られる。  
※持分会社や株式会社と同種の外国会社を株式交付子会社とすることはできない。

③ 清算株式会社は、株式交付により、親会社となることも子会社となることもできない（509 I ③）

※株式交換でも、清算株式会社を完全親会社又は完全子会社とすることが認められていないことを踏まえて、同様の扱いとした。

④ 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を有する者の譲渡しの申込み等に基づいて当該株式を譲り受ける

⇒ ∴ 株式交付子会社は、株式交付の当事者ではない

c f. 株式交付子会社の発行済株式の全部について譲渡しの申込み等があった場合に、株式交付親会社がその全部を取得する（完全親子会社となる）ことが禁止されているわけではない。

⑤ 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式譲渡人に対して株式交付親会社の株式を全く交付しないことはできない。

※株式交付計画において、株式交付親会社が対価として交付する株式交付親会社の株式の数等に関する事項を必ず定めなければならない（774の3 I ③）

c f. 株式交換では、対価として株式交換完全親会社の株式を全く交付せず、それ以外の金銭等のみを交付することができる（768 I ②）

⑥ 株式交付に際して、対価として交付するために株式交付親会社が、その親会社の株式を取得できる旨の規定は存在しない。

c f. 株式交換では、株式交換完全親会社は、株式交換完全子会社の株主に対して交付する限度で、その親会社の株式を取得することが認められている（800 I）。

株式交付親会社は、対価として株式交付親会社の株式以外の金銭等を交付することができ（774の3 I ⑤⑧）、この「金銭等」には、その親会社の株式も含まれるが、これは株式交付親会社が、株式交付の前から既に適法に取得していたその親会社の株式である。

- ⑦ 株式交付親会社は、株式交付に際して、株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権・新株予約権付社債を譲り受けることができる（774の3I⑦）

⇒この場合、株式交付親会社は株式交付子会社の新株予約権者・社債権者となる

※株式交付をした後に、株式交付子会社の新株予約権が残存していると、これが行使されることにより、親子会社関係が崩れてしまうことがあり、これを回避するため。なお、株式交付子会社の株式を譲り受けずに、その新株予約権のみを譲り受ける場合は、この趣旨が妥当しないため、株式と併せて譲り受ける場合に限定した。

c.f. 株式交換では、株式交換完全子会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる（768I④）。この場合、株式交換完全子会社の新株予約権は消滅し、これが新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、株式交換完全親会社が社債に係る債務を承継する（769IV）。

## (2) 株式交付計画で定めるべき事項（774の3I）

- |   |
|---|
| ① <u>株式交付子会社</u> （株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の <u>商号及び住所</u>   |
| ② 株式交付親会社が株式交付に際して <u>譲り受ける株式交付子会社の株式の数</u> （株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の <u>種類及び種類ごとの数</u> ）の <u>下限</u> （注1）   |
| ③ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の <u>対価として交付する株式交付親会社の株式の数</u> （種類株式発行会社にあっては、株式の <u>種類及び種類ごとの数</u> ）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の <u>資本金</u> 及び <u>準備金</u> の額に関する事項  |
| ④ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する上記③の株式交付親会社の <u>株式の割当てに関する事項</u> （注2）（注3）   |
| ⑤ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の <u>対価として金銭等</u> （株式交付親会社の株式を除く。以下この⑤及び次の⑥において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項<br>イ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>社債</u> （新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法<br>ロ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>新株予約権</u> （新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法<br>ハ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>新株予約権付社債</u> であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項<br>ニ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>社債及び新株予約権以外の財産</u> であるときは、当該財産の <u>内容及び数若しくは額</u> 又はこれらの算定方法 |
| ⑥ ⑤に規定する場合には、株式交付子会社の <u>株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項</u> （注4）  |

<p>⑦ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の <u>新株予約権</u>（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は <u>新株予約権付社債</u>（以下「<u>新株予約権等</u>」と総称する。）を譲り受けるときは、当該 <u>新株予約権等</u> の <u>内容</u> 及び <u>数</u> 又はその算定方法</p>
<p>⑧ ⑦に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の <u>新株予約権等</u> の譲渡人に対して当該 <u>新株予約権等</u> の <u>対価として金銭等</u> を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項</p> <p>イ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>株式</u> であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項</p> <p>ロ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>社債</u>（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法</p> <p>ハ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>新株予約権</u>（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法</p> <p>ニ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>新株予約権付社債</u> であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項</p> <p>ホ 当該金銭等が株式交付親会社の <u>株式等以外の財産</u> であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</p>
<p>⑨ ⑧に規定する場合には、株式交付子会社の <u>新株予約権等の譲渡人に対する</u> 同号の <u>金銭等の割当てに関する事項</u></p>
<p>⑩ 株式交付子会社の <u>株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日</u></p>
<p>⑪ 株式交付がその効力を生ずる日（<u>効力発生日</u>）</p>

（注 1） 株式交付子会社が 効力発生日 において 株式交付親会社の子会社となる数 を 内容 とするものでなければならない（Ⅱ）

※「効力発生日」を規準として定める。

e x. 株式交付計画を作成した時から効力発生日までの間に、株式交付子会社の議決権を所有している別の会社を子会社化する予定がある場合には、当該別の会社が所有する子会社の議決権の数を株式交付親会社が所有している議決権の数に合算することを前提として（会社法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号）、下限を定めることは妨げられない（一問一答令和元年改正会社法 P 212）

(注2) 株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、④に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる(Ⅲ)。

a <u>ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしない</u> こととするときは、その旨及び当該株式の種類
--

b その他、株式交付親会社の <u>株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱い</u> を行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
---

(注3) ④に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人(注2) a の種類の株式の譲渡人を除く。)が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数(注2) b に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数) に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない(Ⅳ)

(注4) ⑥に掲げる事項について、(注2) (注3) の規定(ⅡⅢ)が準用される。この場合において、(注2) (注3) で「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)」と読み替える(Ⅴ)

### (3) 株式交付親会社における交付承認決議

① 株式交付親会社において、株式交付計画を作成する。

② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに株主総会の決議（特別決議）によって、株式交付計画の承認を受けなければならない(816の3I・309II⑫)

③ 株式交付親会社が種類株式発行会社であり、株式交付の対価として株式交付親会社の種類株式のうち、譲渡制限株式を株式交付子会社の株式の譲渡人・新株予約権等の譲渡人に交付する場合  
⇒ 株主総会特別決議 + 種類株主総会特別決議も必要(816の3III・324II⑦)

※譲渡制限株式を引受ける者の募集について、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除く。

cf. 当該種類株主に係る株式の種類が2以上ある場合  
⇒ この場合の決議は、当該2以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議でなければならない(816の3III括弧書)

ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、種類株主総会の承認は不要

④ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるとき  
⇒ 株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる(816の5)

簡易株式交付については、株主に与える影響が小さいため、株式交付をやめることを請求することができない(816の5ただし書)

⑤ 反対株主には、株式買取請求権が認められる(816の6)

簡易株式交付においては、株式交付親会社に対する反対株主の株式買取請求を認めない(816の6Iただし書)

※株主に及ぼす影響が小さいのであれば、反対株主の株式買取請求を認める必要はないため。

- ⑥ 株式交付親会社の取締役は、株式交付承認決議を行う株主総会において、株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合（株式交付差損が生じる場合）はその旨を説明しなければならない（816の3Ⅱ）

(注) 交付される株式交付対価が株式交付親会社の株式等（株式・社債・新株予約権－107Ⅱ②ホ）である場合は、説明を要しない。

この場合は、株式交付親会社の分配可能額の減少が生じないからだ！



この場合は、簡易株式交付はできない（816の4Ⅰただし書）  
※簡易株式交付では、株式交付親会社において株主総会の承認決議が行われないため、説明する機会がない。

- ⑦ 種類株式発行会社が株式交付をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該株式交付は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議がなければその効力を生じない（322Ⅰ⑭・816の3Ⅲ・324Ⅱ④⑦）

定款で種類株主総会の決議を不要とすることができる（322Ⅱ）



#### (4) 株式交付子会社の株式の譲渡し

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を当該株式を有する者の譲渡しの申込み等に基づいて譲り受ける

⇒その実質は、株式交付子会社の株式についての有償譲渡又は現物出資であり、株式交付子会社では、株式交付計画の承認決議を要するとの規定はない

① 株式交付親会社による株式交付計画の内容等の通知

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない(774の4I)。

a 株式交付親会社の商号
b 株式交付計画の内容
c その他法務省令で定める事項

② 以下の場合には通知不要(774の4IV)

a 株式交付親会社が上記①の a ~ c の事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する <u>目論見書</u> を申込みをしようとする者に対して交付している場合  目論見書とは？ ⇒有価証券の募集又は売出し等のために <u>当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載した文書</u>
b その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合
c <u>総数譲渡し契約</u> を締結する場合

③ 株式交付親会社は、上記①の a ~ c の事項について変更があったとき（効力発生日を変更したとき及び譲渡しの申込期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を申込みをした者（申込者）に通知しなければならない。

- ④ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、株式交付計画において定められた期日までに、次に掲げる事項を記載した **書面** を **株式交付親会社** に交付しなければならない（ⅡⅢ）

a 申込みをする者の氏名 o r 名称及び住所
b 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

株式交付親会社の承諾を得て、電磁的方法により提供することもできるぞ！



- ⑤ 株式交付親会社は、申込者の中から **株式を譲り受ける者** を定め、かつ、**その者に割り当てる** 「当該株式交付親会社が **譲り受ける株式交付子会社の株式の数**（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の **種類ごとの数**）」を定める（774の5Ⅰ）

ここでの割当は、「株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の割当」という表現になる。「割当」＝「株式の交付」ではないことに注意！

この場合において、株式交付親会社は、**申込者に割り当てる当該譲受株式の数の合計が株式交付計画において定めた下限の数を下回らない範囲内**で、**当該譲受株式の数を申込者が申込みをした数よりも減少**することができる（774の5Ⅰ）

- ⑥ 株式交付親会社は、**効力発生日の前日**までに申込者に対し、当該申込者から **当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知**しなければならない（774の5Ⅱ）

- ⑦ **総数譲渡し契約**を締結する場合は、前記①～⑤の **通知・申込み・割当**に関する規定は適用されない（774の6）

※当該契約の締結により、当該株式の譲渡しの申込み及び割当てが完結するため。

- ⑧ 株式交付による譲受けの対象となる株式交付子会社の株式が **譲渡制限株式**の場合

⇒株式交付親会社による譲渡制限株式の取得について、完全子会社に対し **承認請求をしなければならない**

⑨ 申込・割当・総数譲渡し契約の無効・取消の制限（774の8）

主張できる：○ 主張できない：×

	株式交付親会社の株主となった日から 1年経過前		株式交付親会社の株主となった日 より1年経過後
	株主権行使前	株主権行使後 (注1)	
a 心裡留保（注2）	×	×	×
b 通謀虚偽表示（注3）	×	×	×
c 意思無能力・制限行為能力 ・詐害行為取消・無権代理	○	○	○
d 錯誤・詐欺・強迫	○	×	×

（注1）議決権行使により無効・取消を主張する権利を放棄したとみなされる。

（注2）株式交付親会社が株式交付子会社の株式譲渡人の真意を知りor知ることができるときでも有効ということ。

（注3）株式交付親会社と株式交付子会社の株式譲渡人との間で通謀があっても、有効ということ。

株式交付子会社の数式の個別の譲受けが無効・取消しとなり、株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数の総数が**株式交付計画において定めた下限の数に満たない**こととなった場合

⇒**株式交付全体の無効原因**となると解されている（一問一答令和元年改正会社法P215）

⑩ 次に掲げる者は、それぞれ「株式交付子会社の株式の数」について株式交付における「**株式交付子会社の株式の譲渡人**」となる（774の7 I）

申込者	上記⑥の通知を受けた株式交付子会社の株式の数
総数譲渡し契約により株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者	その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

「株式交付子会社の株式の譲渡人」となった者は、**効力発生日に、それぞれ上記表に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない**（774の7 II）

「給付」には、**権利の移転を第三者に対抗するために必要となる行為**も含まれる（一問一答令和元年改正会社法P202）

e x. 株主名簿の名義書換・株券発行会社における株券の交付

## (5) 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡し

- ① 新株予約権等の譲渡しについても、株式交付親会社による 通知・申込み・割当 に関する手続等がとられる (774の9)
- ② 株式交付子会社の新株予約権等については、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける数の下限を定める必要がない (774の3 I ② II 参照)  
⇒ ∴ 株式交付親会社は、「当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の新株予約権等の割当て」において、下限の制限なく、当該新株予約権等の数を申込者が申込みをした数よりも減少することができる (774の9・774の5 I)

## (6) 債権者異議手続の要否

- ① 株式交付手続では、原則として、債権者異議手続は不要

### 理由

※ 株式交付を行っても、株式交付子会社については株主の構成に変更が生じるだけで、その財産状況には変更はなく、債権者を害することはないから。株式交付親会社にとっても株式交付子会社の株式を取得し、資産が増加するので、債権者にとって利益にこそなれ不利益にはならない。

- ② 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の 譲渡人に対して交付する金銭等 (株式交付親会社の 株式を除く。) が株式交付親会社の 株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみ である場合 以外 の場合  
⇒ 債権者異議手続が 必要 (816の8)

### 理由

法務省令で定めるもののみである場合  
⇒ 譲渡人に対して交付する 金銭等 (株式交付親会社の 株式を除く。) が、株式交付親会社の 株式を含む対価の総額の20分の1未満 である場合  
※ その対価が不当であれば、財産の流出となり、債権者を害するため。

つまり、株式と併せて株式以外の財産を交付する場合で、その 株式以外の財産の合計額 が譲渡人に交付する金銭等 (株式交付親会社の株式を含む) の合計額の 20分の1未満 なら債権者異議手続は 不要

※ 株式交付では、株式交付親会社が株式交付子会社の新株予約権付社債を譲り受け、株式交付子会社の社債権者となることはあるが、株式交付子会社の 社債に係る債務を承継することはない。したがって、株式交付では、株式交換と異なり、そのような場合の債権者異議手続に関する規定は存在しない。

## (7) 株式交付情報の開示制度

### ① 事前開示

株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日（効力発生日）後6か月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置き、その株主及び債権者による閲覧等に供しなければならない（816の2）

### ② 事後開示

株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から6か月間、当該書面又は電磁的記録をその本店に備え置き、その株主及び債権者による閲覧等に供しなければならない（816の10）

## (8) 株式交付の資本金増加の限度額

株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める（445V）

## (9) 効力発生日

株式交付計画で定めた株式交付の日

- ① 株式交付親会社は、効力発生日に給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。
- ② 当該株式及び新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に株式交付親会社の株式その他の対価を取得する。
- ③ 以下の場合は、株式交付の効力は発生しない（774の11V①②）。

a 効力発生日において債権者異議手続が終了していない場合（774の11V①）

b 株式交付を中止した場合（774の11V②）

c 効力発生日において株式交付親会社が給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が株式交付計画において定めた下限の数に満たない場合（774の11V③）

d 効力発生日において、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に譲り渡し、その対価として株式交付親会社の株式の交付を受けてその株主となる者がいない場合（774の11V④）

※株式交付では、株式交付親会社の株式を全く交付しないことは想定されていない。

c f. 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込期日において、申込者が当該譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が株式交付計画において定めた下限の数に満たない場合は、それ以降の割当て等に関する規定は適用せず、株式交付のための手続は終了する（774の10前段）※上記と同様の理由による。

④株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる（816の9I）

a 株式交付親会社は、単独で効力発生日を変更できる

⇒株式交付子会社又は完全子会社の株式・新株予約権等の譲渡人との合意は不要

c f. 吸収合併・株式交換・吸収分割

※当初の効力発生日は、株式交付親会社株式が交付計画において定めたものであり、株式交付子会社はその作成者ではないため。また、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人の数は多数となる可能性もあるため、その全員との合意を要求することは現実的でない。

b 変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3か月以内の日でなければならない（816の9I）

※効力発生日の変更を無制限に認めることは、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人の利益を不当に害するおそれがあるため。

c 株式交付親会社は、変更前の効力発生日（注）の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければならない（816の9III）

c f. 株式交付子会社では、公告不要

（注）変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の前である場合は、当該変更後の効力発生日。

d 効力発生日は、株式交付計画の内容として、株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みをしようとする者に対する通知事項となっている（774の3I ⑩・774の4I ②・774の9）

⇒∴効力発生日を変更した場合は、株式交付親会社は直ちにその旨及び変更後の効力発生日を、当該申込みをした者に通知しなければならない（774の4V・774の9）

e 株式交付親会社は、効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込期日を変更することができる（816の9V）

株式交付親会社は、変更前の申込期日（注）の前日までに変更後の期日を公告しなければならない（816の9VI III）

（注）変更後の期日が変更前の期日の前である場合は、当該変更後の期日。

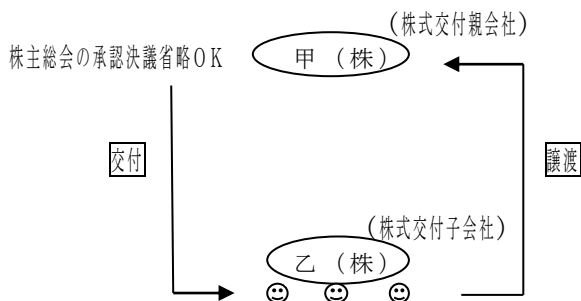
申込期日は、株式交付計画の内容として、株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みをしようとする者に対する通知事項となっている（774の3I ⑩・774の4I ②・774の9）

⇒∴申込期日を変更した場合は、株式交付親会社は直ちにその旨及び変更後の申込期日を、当該申込みをしようとする者に通知しなければならない（774の4V・774の9）

## (10) 簡易手続

① 株式交付において一定の条件を満たした場合、株式交付親会社の株主総会による承認決議は省略できる制度

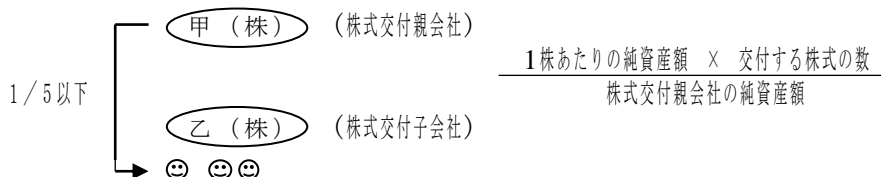
※ 株式交付親会社の株主に及ぼす影響が少ないため。



② 要件

株式交付において交付する対価の価額が株式交付親会社の純資産額の5分の1以下であること

- a 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する「株式交付親会社の株式の数に1株あたり純資産額を乗じて得た額」等（注）の「株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算出される額」に対する割合が5分の1以下の場合（816の4）



(注)

b 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債・新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

c 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

③ 以下の場合は、簡易株式交付はできない

⇒ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに 株主総会の承認 を得なければならない（816の4I ただし書・II・309II ㉔）

a 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して 交付する金銭等（株式交付親会社の株式等を除く）の帳簿価額が 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合（株式交付親会社に差損が生じる場合）

※この場合は、株主総会で十分な説明をさせる必要があるため。

b 株式交付親会社が 非公開会社 の場合（注）

※非公開会社における募集株式発行で株主総会の特別決議が要求されていることとの均衡をとるため。

c 法務省令で定める数の株式を有する株式交付親会社の株主が 反対の通知 をした場合

⇒ 実際に株主総会の承認を得ようとしても否決される可能性のある数が算定されている

（注）簡易株式交換では、①株式交換完全子会社の株主に交付する株式の全部 or 一部が完全親会社の 譲渡制限株式 である場合であって、かつ、②完全親会社が 非公開会社 の場合とされている（796III ただし書）が、株式交換 では株式交付親会社は 対価としてその株式を全く交付せず、それ以外の金銭等のみを交付することもできる ため、株式交換完全親会社が 非公開会社 であっても、対価としてその 株式を全く交付しない ときは、株主総会の承認を不要 とするため、①の要件を設けた。一方、株式交付 においては、株式交付親会社が 対価としてその株式を交付しなければならず（774の3I ③）、全く交付しないことは想定されていない ため、①に相当する要件は存在しない。

④ 債権者異議手続を要する場合は、通常の株式交付と同様のものを行う。

⑤ 簡易株式交付 においては、株式交付親会社となる会社の株主が株式交付をやめることを請求（差止請求）することはできない（816の5 ただし書）

⑥ 簡易株式交付 においては、株式交付親会社となる会社に対する反対株主の株式買取請求を認めない ものとした（816の6I ただし書）

※株主に及ぼす影響が小さいのであれば、反対株主の株式買取請求を認める必要はないため。



## (11) 株式交付無効の訴え

無効事由について明示的な規定はなく、解釈に委ねられている（一問一答令和元年改正会社法P222参照）。

e x .

- ・ 株式交付計画について法定の要件を欠くこと。
- ・ 株式交付計画を承認する株主総会の決議に瑕疵があること。
- ・ 株式交付計画の内容等を記載した書面等が備え置かれていないこと。
- ・ 債権者異議手続をとらなければならないときに、これをとらなかったこと。

① 訴えをもってのみ主張できる（828 I ⑬）

② 訴えの当事者（828 I ⑬）

### 【提訴権者】

a 株式交付親会社の株主（1株主でも完全無議決権株主でもOK） (注1)
b 株式交付親会社の取締役・執行役
c 株式交付親会社の監査役（会計監査権限に限定されている者は除く）
d 株式交付親会社の清算人
e 株式交付に際して株式交付親会社に <u>株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り渡した者</u> （注2）
f 破産管財人
g 株式交付を承認しなかった債権者

（注1）株主たる地位は、効力発生日において有していればOK

（注2）株式交付子会社は株式交付の手續に関与していないため、株式交付子会社の関係者一般（取締役等）を提訴権者とはしていないが、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り渡した者については、その地位への影響の大きさから、提訴権者としている。

被告：株式交付親会社（834⑫の2）

※株式交付子会社は、株式交付における取引の当事者ではないため、被告とならない。

③ 提訴期間

株式交付の効力が発生した日から6カ月以内（828 I ⑬）

④株主等の担保提供

株式交付親会社から悪意疎明があれば、株主、債権者又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式もしくは新株予約権等を譲り渡した者に対する担保供与が命じられることがある（当該株主・債権者が取締役・監査役・執行役・清算人である場合は除く－836）

⑤無効判決の効果

a 遡及効なし（839）

b 対世的効力あり（838）

c 株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式（旧株式交付親会社株式）を交付したとき

⇒当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等（旧株式交付子会社株式等）を返還しなければならない（844の2 I 前段）

アこの場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる（844の2 I 後段）

イ旧株式交付親会社株式を目的とする質権が設定されていたときは、当該質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する（II）